

2027年度 特定非営利活動法人 三楽

児童クラブ入所案内



◎「三楽(サンラク)」の保育方針について

”衣・食・住が常に楽しく！！”をモットーに、

- 子どもが安心して、楽しく過ごせる環境を与える。
- 異年齢とのかかわりを持ちながら”楽しく学ぶ”、”楽しく遊ぶ”。

という願いを実現するために、アットホームな雰囲気の中で子ども・保護者・支援員が支えあい、力を合わせて、それぞれにとってより良い環境を作り上げて行きたいと思っています。

2027年4月1日入所の申請受付期間

2026 年 11 月 9 日 ~

2026 年 11 月 27 日

※2次(追加)申請締切:

2027 年 1 月 29 日

※定員に達した場合は2次(追加)申請受付を行わないことがあります。

可否決定通知の時期

1次申請 12月中旬 2次申請 2月中旬

対象児童(入所可能な家庭)

施設への入所については、以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ① 保護者が放課後の時間に就労している(概ね14時から18時)。
- ② 保護者が病気または障がいによる療養中である。
- ③ 保護者に常時介護または看護を要する家族がいる。
- ④ その他保護者にかかる事情により、子どもの保育ができないと認められる場合。

なお、理事長が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

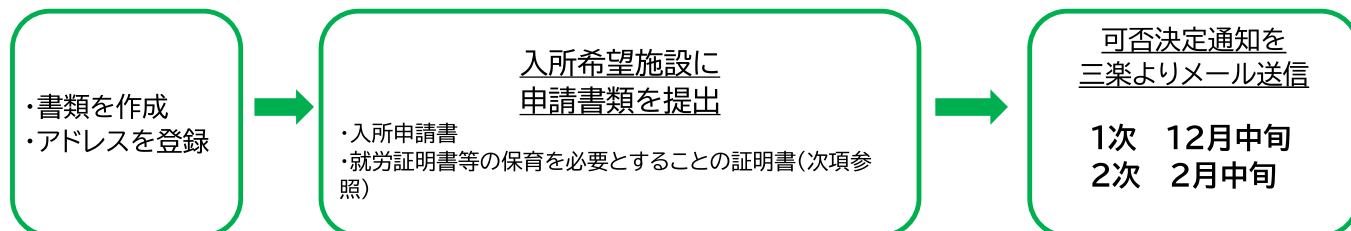
※障がいを有する児童については、障がいの程度や症状などがそれぞれ異なるため、事前に十分な面談等を行い、施設的环境状況や必要となる支援内容などを確認の上で、入所の可否を決定します。

申請から入所可否決定までの流れ

◆申請書類の作成について

三楽のHP【施設一覧】(<https://npo-sanraku.or.jp/facilities>)より入所申請資料をダウンロードし、入所申請書と、保護者の就労状況に応じた保育を必要とすることの証明書をご準備ください。

三楽HP↓



受付時間内に入所希望施設へ連絡の上、直接ご持参ください。

平日:13:00~18:00(土日祝は受付出来ません)

書類の不備や不足がある場合は、審査が出来ませんのでご注意ください。

◆保育を必要とすることの証明書について

□就労の場合

外勤(下記の就労以外)	①就労証明書(発行から3ヵ月以内のもの)
個人事業主・会社経営者	①就労証明書(発行から3ヵ月以内のもの) ②個人事業主等を証明する書類の写し (開業届、納税証明書、確定申告書等 いずれか1つ)
不規則時間勤務の方	①就労証明書(発行から3ヵ月以内のもの) ②シフト表(直近3ヵ月分)
入社前・求職活動中	①就労・在学証明誓約書

□就労以外の事由

病気・障がい等	①保育困難申立書 ②診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等
介護・看護・障がい児の付き添い	①保育困難申立書 ②該当を証明する書類の写し(診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等) ③1週間スケジュール表
就学	①在学(入学)証明書又は合格通知書 (取得に時間がかかる場合は先に就労・在学証明誓約書を提出) ②カリキュラム

△メール通知に関する注意事項△

- ①書類の提出までに、必ずメールアドレスの登録をお願いします。
- ②可否決定通知メールは以下のアドレスより送信します
 <<contact@sanraku01.jp>>
 迷惑メールフィルタ等により受信できない場合がありますので、事前に
 受信許可設定をお願いします。
- ②メールが届かない場合の対応
 迷惑メールフォルダや、アドレスに間違いがないかご確認のうえ、
 お申し込みの施設または三楽事務局までご連絡ください。

**メールアドレスが未登録の場合、入所可否決定のご連絡ができませんので、
必ずご登録ください。**

開所時間について

平 日	月～金	放課後～18:30
学校休校日	・土曜日・長期休み ・振替休校日	8:00～18:30
延 長 ※	朝(学校休校日のみ)	7:30～8:00
	夜	18:30～19:00

※延長利用登録と延長利用料が必要になります。

休所日について

- ・ 日曜日及び祝日
- ・ 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ・ 災害、感染症等による学校の臨時休校日
- ・ その他、法人が必要と認めた日

料金について

保育料（おやつ代込み）		12,000 円/月
保険料		600 円/年
延長利用料	7時30分 から 8 時	500 円/1回
	月 額	1,000 円/月
	18時30分 から 19 時	500 円/1回
	月 額	2,000 円/月
	19時を過ぎた場合	500 円/15分

保育料のお支払いについて

- ・ 保育料のお支払いは、ゆうちょ銀行の「自動払込」を利用しています。
入所決定後、「自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、ゆうちょ銀行で申込の手続きをお願いします。
※ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方は、お手数ではございますが口座の開設をお願いします。
- ・ 保育料は前月請求となっており、毎月26日【金融機関休業日の場合は翌営業日】が振替日です。（例：7月分の保育料は6月26日に振替となります。）
- ・ 保育料の日割りはありません。出席日数の少ない場合や月途中で退所する場合でも月額料金でのお支払いとなります。

施設の安定した運営のためにも、期限内でのお支払いにご協力をお願いします。

減免について

自治体より保育料の一部が補助される制度があります。
詳しくは市にお問い合わせください。

入所にあたってお願い

登所・降所等について

- ①送迎につきましては、原則として保護者の方をお願いしております。
- ②やむを得ず保護者による送迎が困難な場合は、事前に施設職員までご相談ください。
- ③施設に登所後の一時外出は認めていません。
- ④原則として児童一人での降所はできませんが、2年生以上に限り事前申請【一人帰り申請書】があれば、保護者の方の責任のもと降所できます。

延長保育について

- ①延長保育は事前登録制となっており、【延長利用申請書】の提出が必要です。
- ②急遽延長保育をご利用の場合は、分かり次第速やかに施設までご連絡をお願いします。

習い事について

- ①安全管理上の観点から、学校から直接習い事へ向かわれた後は施設をご利用できません。

退所・休所について

※

- ①退所、休所をする場合は、退所届(前月末日まで)、休所届(前々月末日まで)を提出してください。
- ②休所には、月額1,400円[在籍料]がかかり、年2回(1回1か月)まで利用できます。
- ③退所・休所届を期日までに提出いただけない場合、保育料金の自動振替停止が間に合わないことがありますので、ご注意ください。

※提出例

10月末退所の場合 ➡ 9月末までに退所届を提出

10月を休所の場合 ➡ 8月末までに休所届を提出

保育料の日割りはありません。出席日数が少ない場合や月途中で退所する場合でも月額料金でのお支払いになりますので、各届出の提出時期にご注意ください。

お問い合わせ・申込先

名称	住 所	電話番号
三楽キッズクラブ・まぶち	〒523-0035 近江八幡市東横関町779 東横関町自治会館	0748-36-1522
三楽キッズクラブ桐原東	〒523-0031 近江八幡市堀上町133-10	0748-36-1377
三楽キッズクラブ金田	〒523-0001 近江八幡市金剛寺町542	0748-34-0588
安土学童ひまわりクラブ	〒531-1343 近江八幡市安土町小中783番地1	0748-46-4642
事務局	〒338-0004 さいたま市中央区本町西 2-9-26 第5メゾンクレール与野 3F	048-778-7783